

契 約 条 項 (図書)

(目的)

第1条 納入業者は、別添に記載する和歌山県立図書館資料（以下「資料」という。）を仕様書に基づき、県に納入する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(処理の方法)

第3条 納入業者は、業務を別添の業務仕様書に記載された内容に従って実施しなければならない。

(売買代金)

第4条 資料の納入価格は、資料の本体価格に納入率を乗じた額とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、資料納入予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額とする。ただし、以下の場合は免除とする。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2箇年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(資料の発注)

第6条 納入業者は、県の資料納品の指示を受け、出版社に発注を行うものとする。

(資料の納入)

第7条 納入業者は、資料購入仕様書に記載された資料を納入しなければならない。

2 納入業者は、資料の納入に要する一切の費用を負担する。

3 納入業者は、資料の納入を完了したときは、県に納品書を提出しなければならない。

(納入期限の延長)

第8条 納入業者は、天災地変その他、納入業者の責めに帰することができない理由により、納入期限までに納品することができないときは、当該納入期限の延長を県に書面により申し出て、その承認を受けなければならない。

(資料の検査)

第9条 県は、第7条第3項の納品書を受け取ったときは、直ちに納入業者の立会いのもとに納品された資料の検収を行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、その日から10日以内に限り、これを延期することができる。

- 2 納入業者は、前項の検査に立ち会わない場合は、当該検査の結果について異議を申し立てないものとする。
- 3 納入業者は、第1項の検査に要する一切の費用を負担する。
- 4 第1項の検査の結果、納入された資料の全部又は一部が不良品であるときは、納入業者は、県の指定する期日までにこれを取り替え、約定どおりの資料を納入しなければならない。
- 5 第7条第3項及び本条第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。

(資料の引渡し)

第10条 納入業者は、納入された資料が前条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の検収に合格したときは、当該資料を県に引き渡すものとする。

(資料の所有権の移転)

第11条 納入された資料の所有権は、前条の規定より資料を引き渡したときに県に移転するものとする。

(売買代金の支払)

第12条 納入業者は、県に資料を引き渡したときは、この契約における資料の代金(以下「売買代金」という。)の支払請求書を県に提出するものとする。

2 県は、前項の適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に売買代金を納入業者に支払うものとする。

3 県は、その責めに帰する理由により売買代金の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を納入業者に支払うものとする。

(危険負担)

第13条 資料の引渡し前に生じた資料の亡失、き損等による損害は、すべて納入業者の負担とする。

(業務の内容の変更)

第14条 県は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、資料購入費又は履行期限を変更する必要があるときは、協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅滞等)

第15条 納入業者は、履行期限までに業務を完了することが困難となったときは、県に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は協議して定めるものとする。

2 納入業者は、前項の場合において、その理由が納入業者の責めに帰するもので

あるときは、資料購入費につきその延長日数に応じ、年 5.0 パーセントの割合で計算して得た額の違約金を県に支払わなければならない。

(県の解除権)

第 16 条 県は、納入業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った売買代金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 納入業者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 納入業者がこの契約後相当期間経過しても業務に着手しないとき又は契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 納入業者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（納入業者の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 納入業者が、業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 納入業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、県が納入業者に対して当該契約の解除を求め、納入業者がこれに従わなかったとき。

- (4) 納入業者から次条第 2 項の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、納入業者は、資料購入予定額の

20パーセントに相当する額を県に支払わなければならない。

(業務の変更等)

第17条 県は、必要があると認めるときは、納入業者と協議して業務を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 納入業者は、天災地変その他やむを得ない事情により業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申出書を県に提出し、県と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うことができる。

(損害賠償)

第18条 納入業者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 納入業者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務終了後も同様とする。

(書類の整備)

第20条 納入業者は、業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかななければならない。

2 納入業者は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を業務の完了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、県の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第22条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第23条 納入業者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、和歌山県知事(以下「甲」という。)の定める和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合

は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。